

「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「とっとりの食」の情報発信を強化することにより、「食のみやこ鳥取県」のイメージアップを図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。（ただし、本補助金を受ける者が消費税法第9条第1項の規定により納税義務を免除される者である場合を除く。））に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 本補助金の主となる申請者は、原則として鳥取県内に事業所を有する者とする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、原則として20日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までにしなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合においては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑 則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月7日から施行し、平成28年度の補助事業に適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年3月23日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

別 表 (第 3 条関係)

1 補助事業	2 事業実施 主 体	3 補助対象 経 費	4 補助率
「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業	鳥取県内に所在する飲食店を経営する者であつて、かつ「食のみやこ鳥取県推進サポーター」に登録している者	多言語翻訳サービス等を活用したメニューの翻訳に係る経費	1 / 2 以内 (ただし1店舗当たり4万円を上限とする)

様式第1号（第4条関係）

平成 年度「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業計画書

1 実施店舗

店舗名	所在地	連絡先電話番号	担当者名

2 他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

（注）他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。
「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

[]

3 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

4 「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業収支予算書

（単位：円）

	収入額（補助額）	支出額（契約料）	備考
平成 年度			店舗 件分

5 消費税の取扱い（いずれかに○をしてください。）

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

○ ○ ○ ○ 様

職 氏 名 印

平成 年度「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| (1)算定基準額 | 金 | 円 |
| (2)交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・円とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業費補助金交付要綱（平成28年11月7日付第201600099576号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

平成 年度「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業実績報告書

1 実施店舗

店舗名	所在地	連絡先電話番号	担当者名

2 事業完了年月日

平成 年 月 日

3 「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業収支決算書

(単位：円)

	収入額（補助額）	支出額（契約料）	備考
平成 年度			店舗 件分

「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業補助金については下記口座に振り込んでください。

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人のカタカナ表記	

名 称

代表者氏名

印

年 月 日

鳥取県知事 様

所在地

名称

代表者名 (印)

平成 年度「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業費補助金仕入控除税額確定
報告書

「食のみやこ鳥取県」メニュー翻訳支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額金 (平成 年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 別紙として積算の内訳の分かる資料を添付すること。